

独立行政法人日本学術振興会会計規程

	平成15年10月1日	規程第6号
改正	平成20年11月13日	規程第15号
改正	平成21年11月27日	規程第23号
改正	平成23年 4月28日	規程第16号
改正	平成26年 3月28日	規程第 5号
改正	平成28年 3月31日	規程第42号
改正	平成30年 3月31日	規程第23号
改正	平成31年 1月25日	規程第 2号
改正	令和 2年 5月 7日	規程第13号
改正	令和 3年 8月 5日	規程第24号
改正	令和 5年 3月27日	規程第 6号
改正	令和 7年 5月23日	規程第30号

目 次

第 1 章	総則（第1条—第5条）
第 2 章	会計組織（第6条—第9条）
第 3 章	勘定科目及び帳簿等（第10条—第12条）
第 4 章	予算（第13条—第15条）
第 5 章	金銭等の出納（第16条—第24条）
第 6 章	資金（第25条—第26条）
第 7 章	資産（第27条—第33条）
第 8 章	負債及び純資産（第34条—第35条）
第 9 章	契約（第36条—第42条）
第10章	決算（第43条—第45条）
第11章	内部監査及び弁償責任（第46条—第50条）
第12章	雑則（第51条）
附則	

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）の財務及び会計に関する基準を定め、振興会の財政状態及び運営状況を明らかにすることにより、業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

（準拠規程）

第2条 振興会の財務及び会計に関しては、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第1

59号。以下「個別法」という。)、独立行政法人日本学術振興会に関する省令(平成15年文部科学省令第48号。以下「省令」という。))及びその他関係法令並びに振興会業務方法書に定めるもののほかこの規程の定めるところによる。

(年度所属区分)

第3条 振興会の資産、負債及び純資産の増減又は異動並びに収益及び費用は、その原因となった事実の発生した日により年度所属を区分するものとする。ただし、その日を決定し難い場合は、その原因たる事実を確認した日により年度所属を区分する。

(経理区分)

第4条 個別法第19条に規定する経理を区分するため、次の各号において定める事項を整理するものとし、勘定間の繰り入れは行わないものとする。

(1) 一般勘定 (2) 及び(3)を除くものに係る経理

(2) 学術研究助成業務勘定 個別法第19条第1項に規定する業務に係る経理

(3) 地域中核研究大学等強化促進業務勘定 個別法第19条第2項に規定する業務(地域中核研究大学等強化促進基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。)に係る経理

2 前項の規定に関わらず省令第15条に定める共通の事項については、文部科学大臣の承認を受けて定める基準に従って、一般管理費を当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができるものとする。

(予算管理)

第5条 振興会は毎事業年度ごとに予算を作成し、その収入及び支出は、予算に基づいて管理する。

第2章 会計組織

(出納役)

第6条 理事長は、役職員のうちから出納役1人を任命し、取引の命令に関する事務をつかさどらせるものとする。

(出納主任)

第7条 理事長は、職員のうちから出納主任1人を任命し、出納役の命令に基づく取引の遂行、資産の保管及び帳簿その他の証拠書類の保存に関する事務をつかさどらせるものとする。

2 理事長は、必要と認める場合には、出納主任の補助者を、その職務の範囲を明らかにして命ずることができる。

(資金前渡主任)

第8条 理事長は、必要があると認めるときは、役職員のうちから資金前渡主任を任命し、又は役職員以外の者に資金前渡主任を委任して、業務の遂行に必要な資金の前渡をすることができる。

2 前項の規定により前渡することができる経費は、次の各号に掲げる経費とする。

一 外国で支払う経費

二 特に必要があり、あらかじめ理事長が承認した経費

- 3 第1項の資金前渡主任は、交付を受けた資金の出納保管をしなければならない。
(契約担当者等)

第9条 振興会の契約は、理事長が契約担当者としてこれを行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長は、必要と認める場合には、役職員のうちから契約担当者の事務の一部を分掌させ、又は役職員以外で別に定める者に契約担当者の事務の一部を委嘱することができる。
- 3 前項の規定により契約担当者の一部を分掌する者、又は委嘱された者は、分任契約担当者という。
- 4 理事長は、必要と認める場合には、契約担当者又は分任契約担当者の補助者を、その職務の範囲を明らかにして命ずることができる。

第3章 勘定科目及び帳簿等

(勘定科目)

第10条 振興会の取引は別に定める勘定科目により区分して整理するものとする。
(帳簿等)

第11条 振興会は、第4条第1項により区分した勘定ごとに会計に関する帳簿及び伝票を備え、所要の事項を整然かつ明瞭に記録・保存するものとする。

- 2 帳簿及び伝票の様式並びに保存期間については別に定める。
- 3 帳簿等の記録・保存については、電子媒体によることができる。

(証拠の整理)

第12条 振興会の資産、負債及び純資産の増減並びに収益及び費用の発生に関する取引については、伝票を作成し、これにより記録・整理するものとする。なお、伝票に関する証拠書類は、原則として、発行された伝票に添付して整理するものとする。

第4章 予算

(予算実施計画等の作成)

第13条 理事長は、毎事業年度開始前に通則法第31条第1項に定める年度計画に基づいて、予算実施計画を作成するものとする。

- 2 前項の規定による予算実施計画においては、必要に応じて項を目及び細目に区分するものとする。
- 3 理事長は必要があると認めるときは、予算実施計画を変更することができる。
- 4 予算実施計画を定めるに当たっては別に収支計画及び資金計画を作成するものとする。
(予算の執行)

第14条 予算は、管理簿等によって執行状況を常に明らかにしておくものとする。
(支出予算の実施)

第15条 振興会が行う契約その他支出の原因となる行為は、第13条第1項の規定により作成された予算実施計画に基づかなければならない。

第5章 金銭等の出納

(金銭及び有価証券の定義)

第16条 金銭とは、現金、預金をいう。

- 2 有価証券とは、国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券をいう。
- 3 現金とは、通貨のほか、小切手、郵便為替証書、振替貯金払出証書、銀行払歳出金支払通知書、国庫金支払通知書その他随時に通貨と引き換えることができる証書をいう。
- 4 預金とは、当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、郵便貯金及び金銭信託をいう。（取引金融機関等）

第17条 理事長は、金融機関等を指定して預金口座を設けなければならない。

- 2 前項の預金口座は、理事長名義とし、その登録印鑑は理事長の印とする。（手許現金）

第18条 現金は、原則として理事長の指定した金融機関等に預け入れるものとする。ただし、常用の雑費その他の経費の小口現金払に充当するため、手許に現金を保管することができるものとする。

- 2 前項に規定する現金の保管限度額は、別に定める。（預金口座の約定）

第19条 預金口座の約定は、理事長又は業務上理事長が必要と認めた者がこれを行うものとする。

（収納）

第20条 振興会の収入となるべき金額を収納しようとするときは、原則として債務者等に対して書面により請求又は納付の依頼を行うものとする。

- 2 収納は現金の受入、銀行振込通知書等により確認するものとする。
- 3 出納主任は、収納を確認したときは、納入者に対し領収書を発行するものとする。
- 4 領収書の発行及びその管理は、これを厳正に行うものとする。
- 5 収納した現金は、直ちに支払にあててはならない。

（支払）

第21条 支払は、原則として金融機関等口座振込又は小切手により行うものとする。ただし、役職員に対する支払、小口現金払その他取引上必要ある場合は、通貨をもって行うことができる。

- 2 支払にあたっては、その相手から領収書又はその他の証拠書類を徴しなければならない。ただし、金融機関等口座振込の場合は、振込依頼金融機関の振込通知書等をもって、これに代えることができる。

（有価証券等の受入又は支出）

第22条 第20条第2項及び前条第1項の規定は、有価証券又は振興会の収入、支出としない金銭の受払について準用する。

（前払又は仮払）

第23条 経費の性質上又は業務運営上必要があるときは、別に定める経費について前払又は仮払をすることができる。

（金銭の過不足）

第24条 金銭に過不足を生じたときは、速やかにその事由を調査して、必要な措置をと

らなければならない。

第6章 資金

(資金管理)

第25条 資金の調達及び運用については、予算実施計画に基づき、理事長が定めた資金計画に基づき有効適切に実施するものとする。

(資金調達及び運用)

第26条 通則法第45条における短期借入金等の資金の調達及び同法第47条における資金の運用は、前条における資金計画に基づき出納役が理事長の承認を得て実施するものとする。

第7章 資産

(資産の区分)

第27条 資産は、流動資産、固定資産に区分する。

2 流動資産は現金・預金、有価証券、棚卸資産、前払費用、未収収益、その他これらに準ずるものとする。

3 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、その他の資産とする。

一 有形固定資産は、建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具器具及び備品で取得価格が50万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの、土地、建設仮勘定及びその他これらに準ずるものとする。

二 無形固定資産は、特許権、借地権、その他これらに準ずるものとする。

三 その他の資産は、敷金・保証金その他これに準ずるものとする。

(有価証券の評価方法)

第28条 有価証券については、原則として購入対価に付随費用を加算し、これに平均原価法等の方法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、取引所の相場のある有価証券については、時価が取得原価より下落した場合には時価をもって貸借対照表価額としなければならないものとする。

(棚卸資産の範囲)

第29条 棚卸資産は、出版物及び貯蔵品とする。

(棚卸資産の評価方法)

第30条 棚卸資産については、原則として購入対価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、これに個別法、先入先出法、平均原価法等のうちあらかじめ定めた方法を適用して算定した取得価額をもって貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得原価よりも下落した場合には時価をもって貸借対照表価額としなければならないものとする。

(固定資産の価額)

第31条 固定資産の取得価額は次の各号に定めるところによる。ただし、無形固定資産については、有償取得の場合に限りその対価をもって取得価額とする。

一 新規に取得するものについては、買入価額、制作費又は建設費に当該資産を事業の用に供するまでに通常必要とする費用を加算した価額による。

二 交換により取得するものについては、譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額による。

三 寄附、譲与、その他により評価編入するものについては、それぞれの資産を適正に評価した価額による。

四 政府から現物出資として受入れた固定資産については、出資された額をもって取得価額とする。

(固定資産の管理)

第32条 固定資産の管理、その他必要な事項については別に定める。また、第27条の定めるところにより有形固定資産として計上しなかった財産のうち、固定資産に準じて取扱うべきものについても同様とする。

2 固定資産は、その増減及び異動を帳簿によって物件別に管理するものとする。

(減価償却)

第33条 固定資産の減価償却は、定額法に従って行う。

2 耐用年数、残存価額等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める基準を勘案して、減価償却を行うものとする。なお、特定の研究のために購入した固定資産の減価償却を実施する期間については、個々の状況の判断により定めるものとする。

第8章 負債及び純資産

(負債の区分)

第34条 負債は、流動負債及び固定負債に区分する。

2 流動負債は、運営費交付金債務、預り施設費、預り補助金等、預り寄付金、短期借入金、未払金、未払費用、預り金、前受収益、引当金、その他これらに準ずるものとする。

3 固定負債は、資産見返負債、長期預り補助金等、長期預り寄付金、その他これらに準ずるものとする。

(純資産の区分)

第35条 純資産は、資本金及び基本金、資本剰余金及び利益剰余金（又は繰越欠損金）に区分する。

2 資本金及び基本金は個別法附則第2条に規定する政府出資金、基本金とする。

3 資本剰余金は、資本取引により生じた資本剰余金から施設費等で取得した固定資産に係る損益外減価償却累計額を控除した額とする。なお、資本取引には贈与資本及び評価替資本に係る取引のほか、施設費等によって固定資産を取得する取引が含まれる。

4 利益剰余金（又は繰越欠損金）は、通則法第44条第1項に基づく積立金、個別法において定められている場合における前中期目標期間繰越積立金、通則法第44条第3項により中期計画で定める用途に充てるために用途ごとに適当な名称を付した積立金及び当期末処分利益（又は当期末処理損失）とする。

第9章 契約

(契約の方法)

第36条 売買、賃貸、請負、その他の契約を締結する場合は、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他競争につい

て必要な事項は、別に定める。

(指名競争)

第37条 契約が次の各号に該当する場合においては、前条の規定にかかわらず、指名競争に付するものとする。

- 一 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で前条の競争に付する必要がないとき。
- 二 前条の競争に付することが不利と認められるとき。

2 契約が次の各号に該当する場合においては、指名競争に付することができる。

- 一 予定価格が800万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 二 予定価格が500万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 三 予定賃借料の年額又は総額が300万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 四 予定価格が200万円を超えない財産を売り払うとき。
- 五 予定賃借料の年額又は総額が100万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が350万円を超えないものをするとき。

(随意契約)

第38条 契約が次の各号に該当する場合においては、第36条及び第37条の規定にかかわらず、随意契約によるものとする。

- 一 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- 二 緊急を要する場合で、競争に付することができないとき。
- 三 競争に付することが、不利と認められるとき。

2 業務運営上の特別の必要に基づき物品を買い入れ若しくは製造させ又は土地若しくは建物を借り入れる場合その他別に定める場合においては、第36条及び第37条の規定にかかわらず随意契約によることができる。

(入札の原則)

第39条 第36条及び第37条の規定による競争は、入札の方法をもって行わなければならない。

(落札の方式)

第40条 理事長は、競争に付する場合は、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、支払の原因となる契約のうち別に定める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

2 その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、価格及びその他の条件が振興会にとって最も有利なもの(同項ただし書きの場合にあっては、次に有利なもの)をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

(契約書の作成)

第41条 理事長は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定し

たときは、契約の目的、契約金額、履行期限に関する事項その他履行に関する必要な条項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、別に定める場合においては、これを省略することができる。

(監督及び検査)

第42条 理事長は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合は、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

2 理事長は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に対価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするために必要な検査をしなければならない。

第10章 決算

(月次決算及び報告)

第43条 出納主任は、毎月末日において元帳を締め切り、月次の財務状況を明らかにするため、合計残高試算表を作成し、翌月15日までに理事長に提出しなければならない。

(年度末決算)

第44条 当年度末決算に際しては、当該年度末における資産・負債の残高並びに当該期間における損益に関し真正な数値を把握するための各帳簿の締切りを行い、資産の評価、債権・債務の整理、その他決算整理を的確に行って、決算数値を確立しなければならない。

(財務諸表等)

第45条 理事長は前条の整理を行った後、次の財務諸表を作成するものとする。

- 一 貸借対照表
- 二 行政コスト計算書
- 三 損益計算書
- 四 純資産変動計算書
- 五 キャッシュ・フロー計算書
- 六 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- 七 附属明細書

第11章 内部監査及び弁償責任

(内部監査)

第46条 理事長は、予算の執行及び会計処理の適正を期するため、必要と認めるときは監査・研究公正室に置く室長及び室員に内部監査を行わせるものとする。

(会計上の義務と責任)

第47条 振興会の役職員は財務及び会計に関し適用又は準用される法令並びにこの規定に準拠し、善良な管理者の注意をもってそれぞれの職務を行うものとする。

2 振興会の役職員は、故意又は重大な過失により前項の規定に違反して、振興会に損害を与えた場合は、その損害を弁償する責に任ずるものとする。

(固定資産等の使用者の責任)

第48条 振興会の役職員は、故意又は重大な過失により業務の遂行上使用する振興会の固定資産及びその他の物品を亡失又は損傷した場合は、その損害を弁償する責に任ずるものとする。

(義務と責任に関する規定の準用)

第49条 第47条及び前条の規定は、第8条及び第9条の規定により役職員以外の者で資金前渡主任の委任を受けた者又は分任契約担当者の委嘱を受けた者について準用する。

(弁償責任の決定及び弁償命令)

第50条 理事長は、役職員並びに第8条及び第9条の規定により役職員以外の者で資金前渡主任の委任を受けた者又は分任契約担当者の委嘱を受けた者が振興会に損害を与えたときは、弁償の要否及び弁償額を決定するものとする。

第12章 雑則

第51条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成15年10月1日規程第6号)

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年11月13日規程第15号)

この規程は、平成20年11月13日から施行する。

附 則 (平成21年11月27日規程第23号)

(施行期日)

1 この規程は、平成21年6月26日から施行する。

(区分経理)

2 個別法附則第2条の5に規定する経理を区分するため、次の各号に掲げる勘定を設けて整理するものとし、勘定間の繰り入れは行わないものとする。

(1) 一般勘定 (2) 及び(3)を除くものに係る経理

(2) 先端研究助成業務勘定 個別法附則第2条の5第1号に規定する業務に係る経理

(3) 研究者海外派遣業務勘定 個別法附則第2条の5第2号に規定する業務に係る経理

3 前項の規定に関わらず省令附則第2条の2に定める共通の事項については、文部科学大臣の承認を受けて定める基準に従って、一般管理費を当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができるものとする。

4 平成21年度において、個別法附則第2条の2第1項に規定する基金を設置するまでの間の個別法附則第2条の5第1号及び第2号に規定する業務に係る費用のうち、省令附則第2条の2に定める共通の事項以外の一般管理費については、平成21年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができるものとする。

附 則 (平成23年4月28日規程第16号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月28日から施行する。
- 2 附則（平成21年11月27日規程第23号）2項及び3項はこれを廃止する。
- 3 平成23年度において、個別法第18条第1項に規定する基金を造成するまでの間の個別法第19条に規定する業務に係る費用のうち、省令第15条に定める共通の事項以外の一般管理費については、基金造成後速やかに各勘定に配分することにより経理することができるものとする。

附 則（平成26年3月28日規程第5号）

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規程第42号）

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月31日規程第23号）

(施行期日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月25日規程第2号）

(施行期日)

この規程は、平成31年1月25日から施行し、平成31年1月17日から適用する。

附 則（令和2年5月7日規程第13号）

(施行期日)

この規程は、令和2年5月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年8月5日規程第24号）

(施行期日)

この規程は、令和3年8月5日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月27日規程第 6号）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年3月27日から施行し、令和5年3月10日から適用する。
- 2 令和4年度において、個別法第18条の2第1項に規定する基金を造成するまでの間の個別法第19条第2項に規定する業務に係る費用のうち、省令第15条に定める共通の事項以外の一般管理費については、基金造成後速やかに各勘定に配分すること

により経理することができるものとする。

附 則（令和 7 年 5 月 2 3 日規程第 3 0 号）

（施行期日）

この規程は、令和 7 年 5 月 2 3 日から施行する。